

4 計画段階配慮事項並びに調査、予測及び評価の手法

4.1 計画段階配慮事項の選定及びその選定理由

計画段階配慮事項は、愛知県環境影響評価条例に規定する「環境影響評価指針」（平成11年5月、最終改正 平成25年3月、愛知県）の別表第1の参考項目を勘案して選定した。

計画段階配慮事項の選定に当たっては、事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、都市計画配慮書対象事業（以下「対象事業」という。）に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により重大な影響を受けるおそれがある環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討した。

本事業については、主に駐車スペース等である場所に建設するものであり、大規模な地形改変を伴わない工事計画を予定していること、事業実施想定区域は、病院、学校、住宅等から距離が離れていることなどから、「工事の実施」による影響が著しく大きいと想定されないため、影響要因の区分は、「土地又は工作物の存在」及び「土地又は工作物の供用」を選定した。

影響要因と環境要素の関連及び計画段階配慮事項の選定は表4.1.1に、計画段階配慮事項の選定理由は表4.1.2に示すとおりである。

表 4.1.1 計画段階配慮事項の選定

環境要素の区分			影響要因の区分							
			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用				
			資材等の搬入及び搬出	建設機械の稼働等	掘削・盛土等の土工	地形変化及び工作物等の存在	ばい煙の排出	機械等の稼働	汚水の排出	廃棄物等の搬入及び搬出
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気質	硫黄酸化物				○				
		窒素酸化物				○				
		浮遊粒子状物質					○			
		粉じん等								
		有害物質等					○			
	騒音及び超低周波音	建設作業等騒音								
		施設からの騒音								
		道路交通騒音								
		低周波音								
	振動	建設作業等振動								
		施設からの振動								
		道路交通振動								
	悪臭	特定悪臭物質、臭気指数								
	水質	水素イオン濃度								
		水の汚れ (BOD)								
		水の濁り (SS)								
		富栄養化								
		有害物質等								
	地形及び地質	重要な地形及び地質								
	地盤・土壌	土壌環境								
地下水の状況及び地下水質	地下水の状況									
	地下水質									
日照障害										
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的な保全	動物	重要な種及び注目すべき生息地								
	植物	重要な種及び群落								
	生態系	地域を特徴付ける生態系								
人と自然との豊かな触れ合いの確保及び地域の歴史的文化的特性を生かした快適な環境の創造	景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観				○				
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場								
	地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況									
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	廃棄物								
		残土その他の副産物								
	温室効果ガス等	温室効果ガス (二酸化炭素) 等								

注：1. 「○」は計画段階配慮事項として選定したものを示す。
 2. 網掛けは、「環境影響評価指針」の別表第1の参考項目を示す。

表 4.1.2 計画段階配慮事項の選定理由

項目		影響要因の区分	選定理由
環境要素の区分			
大気質	硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	ばい煙の排出	新施設の稼働に伴い発生する排出ガス中に含まれる硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質及び有害物質等により、周辺環境への影響が重大となるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。
景観	景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	地形改変及び工作物等の存在	周辺には不特定多数の人が利用する施設等が存在するため、新施設の存在により景観に変化が生じるおそれがあることから、計画段階配慮事項として選定した。

4.2 調査、予測及び評価の手法

調査、予測及び評価の手法は、「環境影響評価指針」第7～第10及び別表第2の参考手法を勘案し、事業特性及び地域特性を踏まえ選定した。

調査、予測及び評価の手法は、表4.2.1及び表4.2.2に示すとおりである。

表 4.2.1 調査、予測及び評価の手法（大気質）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
<大気質> 硫黄酸化物 窒素酸化物 浮遊粒子状物質 有害物質等	<施設の供用> ばい煙の排出	調査すべき情報	(1) 大気質の状況 硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等の濃度の状況 (2) 気象の状況 風向・風速、大気安定度
		調査の基本的な手法	(1) 大気質の状況 調査地域における大気汚染常時監視測定局等の調査結果を収集・整理する。 (2) 気象の状況 事業実施想定区域周辺の名古屋地方気象台等の測定結果を収集・整理する。
		調査地域	硫黄酸化物、窒素酸化物、浮遊粒子状物質、有害物質等による環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約3km※の範囲とする。
		予測の基本的な手法	大気拡散計算式（プルーム式及びパフ式）により、年間の平均的な気象条件時における新施設煙突からの二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類の寄与濃度を予測する。
		予測地域	調査地域と同じ。
		評価の手法	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。 予測結果と環境基準との間に整合が図られているかどうかを検討する。

注：※「3.1 地域特性を把握する範囲」と同じ範囲とした。（「3 配慮書対象事業実施想定区域及びその周囲の概況」P3.1-1 参照）

表 4.2.2 調査、予測及び評価の手法（景観）

項目		調査、予測及び評価の手法	
環境要素の区分	影響要因の区分		
景観資源及び主要な眺望点並びに主要な眺望景観	<施設の存在> 地形改変及び工作物等の存在	調査すべき情報	景観資源、主要な眺望点及び眺望景観の状況
		調査の基本的な手法	<文献その他の資料調査> 景観資源の状況並びに主要な眺望点等の状況について、既存資料による情報を収集・整理する。 <現地調査> 現地踏査により、眺望点の状況について把握するとともに、写真撮影により、事業実施想定区域方面の眺望景観の状況を把握する。
		調査地域	新施設の存在に伴う景観に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域として、事業実施想定区域から半径約 3km の範囲とする。
		予測の基本的な手法	眺望点及び景観資源と事業計画案位置との位置関係を整理し、直接改変及び景観資源の眺望の遮蔽、阻害の有無について検討する。また、代表的な眺望点から新施設を見たときの仰角を算出し、新施設の存在が眺望景観等へ与える重大な環境影響の有無等について予測する。
		予測地域	調査地域と同じ。
		評価の手法	複数案における環境影響の程度を比較整理し、重大な環境影響について検討する。